

# ふくし：わたらい

社 協 情 報



5 月号

ふれあいネットワーク

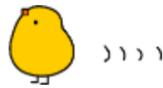


度会町社会福祉協議会  
http://www.watarai-syakyo.com/

R3・5・6発行

TEL 62-1117

## ホームヘルパーって何?



### ～訪問介護事業所～

ホームヘルパーという言葉はよく聞くとおぼろげですが、実際何をしているのかはよくわからない方もみえると思います。

ヘルパーの仕事は大きく分けて、生活援助と身体介護の2つに分かれます。

生活援助は、調理・掃除・布団干し・ゴミ捨て・買い物代行等です。

身体介護は、入浴やトイレ、着替えなどの見守り・手伝い、食事介助、足浴などです。

今、ヘルパーの仕事の中でも「自立支援」と「重度

化防止」の観点が重要になってきています。利用者の方が維持している機能を低下させないよう支援していくことも大切です。

定期的な訪問により、体調などの変化に気づいた場合は、ケアマネージャーや家族の方へも連絡をおこないます。

ヘルパーの仕事内容は、基本的にはケアマネージャーの介護計画の内容に添って介護サービスが提供されます。

サービスを利用される方が住み慣れた地域で1日

も長く、在宅で過ごせるように少しでもお手伝いをさせていただきます。



## 『介護に関する入門的研修 (Web研修)』



介護未経験者が介護に関する基本的な知識や技術を身につけ、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより介護分野への参入のきっかけを作り、多様な人材の参入を促進するための研修。

【受講方法】インターネットを利用して、本会より配布するテキスト等及び講義動画を視聴し、各科目修了後にレポートを提出していただきます。

【受講期間】令和3年8月2日(月)～令和4年2月15日(火)の間の3週間

【研修時間】6科目21時間(基礎講座2科目3時間/入門講座4科目18時間)

※基礎講座のみ、入門講座のみの受講も可能

【申込期間】令和3年5月10日(月)～令和4年1月21日(金)

【対象】三重県内に居住する介護未経験者で定年退職を予定している方や中高年齢者、子育てが一段落した方、学生など、介護に興味があり、介護を学ぶ意欲をお持ちの方

【参加費・定員】無料/150名(※先着順)

【その他】・本研修を修了した受講生には、三重県知事名の修了証明書を交付します。

・本研修にあたっては、インターネットに接続したパソコンが必要です。

(※インターネット環境が整っていない方はご相談ください。)



【申込み・お問合せ】(福)三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

TEL 059-227-5160



## ホームページをリニューアルしました!

是非ご覧ください!



## 無料法律相談のお知らせ

法律に関する心配ごと、悩みごとを抱えている方の相談を行いますので、お気軽にご相談ください。



日時 5月19日(水) 午後1:30～3:30

場所 度会町地域福祉センター

相談員 弁護士 北岡雅之氏

※予約が必要です。  
ご予約は社協まで!

## + 5月は

### 赤十字会員増強運動月間です!

日本赤十字社では昨年来、新型コロナウイルス感染症が国内はもとより世界的に深刻な問題となっている中、全国の赤十字病院を中心に、発生初期におけるクルーズ船への医療チームの派遣などに始まり、現在も感染者の受け入れ、感染拡大防止のための情報発信など

に全力を尽くしているところです。

また激甚化、頻発化する自然災害に備えた訓練や物資の整備を行うほか、防災・減災意識の普及・啓発に努めています。災害の発生時には迅速に医療救護班を派遣したり、救援物資を陸・海・空さまざまな手段で

みなさまの温かいご支援をよろしくお願いします。



被災地へ配布するなど感染症対策を行いながら救護活動を実施します。

これらの活動は、皆様から寄せられる「赤十字活動資金」を財源として活用させて頂いております。今後とも赤十字運動の理念と活動の普及に努めてまいりますので活動資金へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



- 1日 食事サービス
- 4日 食事サービス
- 8日 食事サービス
- 11日 食事サービス
- 15日 食事サービス
- 17日 民生児童委員定例会
- 18日 食事サービス
- 22日 食事サービス
- 25日 食事サービス
- 29日 食事サービス



# 令和3年度 社会福祉協議会事業

ご利用ください！♡ 社協のサービス♡ を・・・



～ 社会福祉協議会では住み慣れた町で心のこもった総合的福祉サービスを提供します！～

## 1. 法人運営

- ★ 法人運営の経営体制の強化
- ★ 役職員の資質向上
- ★ 各種関係機関・団体等との連携
- ★ 財源の確保（会員制度の推進・寄付金の受付・ボランティア基金箱の設置・回収）
- ★ 広報啓発活動（社協広報紙の発行、社協ホームページ、町広報・新聞等の活用）



## 2. 地域福祉事業の推進

- ★ 支え合いのまちづくり  
福祉講演会の開催、1日福祉体験教室、ボランティアセンター事業、地域お助け隊への活動支援、民生委員児童委員・福祉推進員の合同研修会の開催
- ★ 安心・安全な仕組みづくり  
ふれあい福祉相談事業（法律相談【弁護士】・一般相談【職員が随時対応】）、緊急連絡カードの作成  
ふれあい食事サービスの実施、日常生活自立支援事業の推進・普及啓発
- ★ ふれあいの場づくり  
集いの場立ち上げへの支援、多世代交流の機会の提供（世代間交流会）、高齢者交流事業（地区別交流会、米寿以上の方のつどい）
- ★ 地域生活を支える環境づくり  
福祉有償運送事業、安心・安全な環境づくりへの協力、情報のバリアフリー化、ボランティア養成講座

## 3. 相談・援助事業の推進

- ★ 障がい者福祉（障がい者（家族）への相談支援）
- ★ 児童福祉
- ★ 低所得者福祉対策（生活福祉貸付事業）
- ★ 日常生活自立支援事業の実施
- ★ 生活困窮者自立支援法に関する事業

## 4. 民生児童委員との協働事業（福祉ニーズに対応した福祉の町づくりの推進）

- ★ 在宅福祉サービス利用への支援
- ★ 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

## 5. 各種団体への関わり

- ★ 老人会・身体障害者睦会・母子寡婦福祉会・民生委員児童委員協議会・遺族会・保護司会
- ★ 当事者団体の支援（在宅老人介護者の会・手をつなぐ親の会【障がい者】）

## 6. 各種募金活動への協力（各種募金活動の啓発と推進）

- ★ 共同募金活動の実施
- ★ 日赤募金の協力
- ★ その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

## 7. 各種大会の開催・参加

- ★ 福祉ふれあいまつり
- ★ 三重県社会福祉大会

## 8. 介護保険事業の実施（右記事業）

## 9. 障害者総合支援法に基づく事業の実施（右記事業）



## ～ 介護保険事業メニュー ～

### ☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）通常規模型

場 所：地域福祉センター  
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆機能訓練 ☆レクリエーション・体操 など  
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時50分～午後3時50分

### ☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）地域密着型

場 所：れんげ草(旧南中村保育所)  
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆レクリエーション・体操 など  
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時45分～午後3時45分

### ☆訪問介護事業・第1号事業訪問介護型サービス（ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（食事・排泄・衣類脱着・身体の清拭・入浴介助・おむつ交換など）  
 ☆生活援助（調理・衣類の洗濯・部屋の掃除・整理整頓などの家事に必要な援助）  
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

### ☆居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業（ケアプラン作成）

内 容：☆利用者や家族のニーズにあわせたケアプランの作成 ☆介護保険申請の手続き代行  
 ☆介護保険施設等の紹介 ☆福祉用具の購入・住宅改修・介護の方法や悩みなどの相談受付  
 利用時間：月～土曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

## ～ 障がい者総合支援法に基づく事業メニュー ～

### ☆障がい者デイサービス事業（身体・知的・精神障がい者デイサービス）

内 容：☆送迎 ☆創作活動（手芸・工芸） ☆入浴 ☆食事  
 ☆機能訓練など ※一日ゆっくりと過ごしていただきます  
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時45分～午後4時00分

### ☆障がい者居宅介護事業所（身体・知的・精神障がい者ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（入浴・排泄・食事・衣類の脱着・通院などの介助）  
 ☆家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの生活援助）  
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

### ☆障がい児日中一時支援（身体・知的障がい児の一時預かり）

内 容：障がいのあるお子様を一時的にお預かりします  
 利用時間：学校が長期休みの間 午前9時45分～午後4時00分

### ☆特定相談支援事業・障がい児相談支援事業

内 容：☆障がい福祉サービス等の利用計画の作成  
 ☆モニタリング  
 利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分



### ☆障がい者地域生活相談支援事業

内 容：☆障がい者又は家族からの生活の悩み等の相談受付、支援  
 利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分